

公益社団法人
山梨県恩賜林保護組合連合会

定 款

公益社団法人山梨県恩賜林保護組合連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人山梨県恩賜林保護組合連合会と称する。(以下「本会」という。)

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を山梨県甲府市丸の内1丁目5番4号に置く。

2 本会は、各林務環境事務所の所管区域ごとに会員との連絡調整及び事務の円滑化を図るため連絡所を設ける。ただし、中北林務環境事務所及び富士・東部林務環境事務所所管区域にあっては二つの連絡所を設ける。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、明治44年3月、御料地を山梨県へ御下賜された趣旨を体し、山梨県恩賜県有財産(以下「恩賜林」という。)保護の責任ある市町村、市町村組合及び財産区(以下「保護団体」という。)の資質の向上を図り、恩賜林の管理経営に協力することによって、地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県の行う保護団体の指導育成への協力
- (2) 保護団体が行う恩賜林保護に必要な経費及び施設への助成
- (3) 林業に関する資料の収集
- (4) 林業に関する相談所、講習会及び講演会の開催
- (5) 林業図書館、木材及び鳥獣展示室の設置
- (6) 恩賜林記念館内の事務室・会議室等の賃貸業務
- (7) 県及び関係機関から林業に関する業務の受託
- (8) 林業用物資の斡旋
- (9) 県産材の需要拡大を図るための普及及び啓発
- (10) その他本会の目的達成のために必要な事業

2 前項の事業は、山梨県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員たる資格を有する者は、保護団体及び学識経験者であつて、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書によって、理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により入会申込書を受理したときは、理事会の承認を経て、その入会を決定する。

(経費の負担)

第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会費を納入するものとする。

2 前項の規定による会費は、次の各号に掲げるものの総計とする。

(1) 普通会費

- ① 平等割 1会員毎年度1千円以上5千円以下の額
- ② 交付金割 山梨県恩賜県有財産管理条例(以下「条例」という。)の規定より、県から保護団体へ交付される面積割交付金の100分の5及び事業割交付金の100分の2の額
- ③ 分収金割 条例の規定により、山梨県と設定した部分林の分収金の200分の1の額

(2) 特別会費

山梨県恩賜県有財産土地利用条例の規定により、県から保護団体へ交付される交付金の100分の50の額

3 普通会費については、一会員の総額が40万円を超えるときは、40万円をもって限度額とする。

4 既納の会費は、その理由を問わず返還しない。

5 本会が特別の経費を必要とするときは、総会の議決により、第2項の額又は率を引き上げることができる。

(退会)

第8条 本会の会員が退会しようとするときは、その旨を書面をもって理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、この場合除名しようとする会員には、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費納入を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画・収支予算の報告及び事業報告・収支決算の承認
- (2) 貸借対照表及び活動計算書並びに附属明細書の承認
- (3) 不動産、有価証券其他重要な財産の処分及び不動産の買入れ
- (4) 会費の額及び徴収方法
- (5) 金銭の借入れ
- (6) 会員の除名
- (7) 理事及び監事の選任又は解任
- (8) 定款の変更
- (9) その他理事長が付議した事項

(開催)

第13条 総会は、通常総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面議決及び議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項につき書面をもって議決し、又は議決権の行使を委任することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した者は出席したものとみなす。

3 書面をもって議決権を行使する場合は、それぞれ賛否を記載して、記名押印のうえ、総会開催の日の前日までに、理事長に提出しなければならない。

4 代理人は、その代理権を証する書面を理事長に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議長の指名した2人以上の理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 25名以上32名以内

(2) 監事 6名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。ただし、学識経験者から選出された理事は理事長及び副理事長になることはできない。

3 専務理事は、理事長が指名する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、会務を統括する。

3 理事長、副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会の常務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事が、次の各号の1に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務違反し、役員としてふさわしくない行為があったとき。

(顧問、参与)

第26条 本会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問及び参与は、学識経験ある者のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項について、参与は、本会の運営について、それぞれ、理事長の諮問に応じ意見を述べるものとする。

(職員)

第27条 本会に職員若干名を置く。

2 職員は、理事会の決議により理事長が任免を行う。

(報酬等)

第28条 非常勤理事及び監事は、原則無報酬とする。ただし、別に定める規程により、日当及び旅費等を支給することができるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 総会の招集及び総会に付議する事項
- (5) 規則の制定及び改廃に関すること
- (6) その他理事長が必要と認めた事項

(招集)

第31条 理事会は、理事長が必要と認めたとき又は理事の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成する。

- (1) 設立当初寄附された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(経費の支弁及び管理)

第35条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

2 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

3 資産のうち現金は、郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に委託し、又は国債、公債等確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(事業年度)

第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、代表理事が作成し、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 活動計算書
- (5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項第3号から第6号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、通常総会への報告に代えて、通常総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要を記載した書類
- (公益目的取得財産残額の算定)

第39条 削除

(特別会計)

第40条 本会は、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第43条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は高村忠久とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(参考)

平成25年5月29日	一部変更
平成27年5月28日	一部追加
平成30年5月28日	一部変更
令和4年5月26日	一部変更
令和7年5月28日	一部変更
令和8年5月28日	一部変更（令和9年3月1日から適用）